

「The・おおいた」ロゴマーク使用規則

（趣 旨）

第1条 この規則は、「The・おおいた」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（ロゴマークの位置づけ）

第2条 ロゴマークは、使用者がこれを表示することにより、県が推進する「The・おおいた」ブランドづくりの趣旨に賛同し、マーケット起点の商品づくりと産地づくりに向けた活動を積極的に推進するという意思を表明するものであり、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではない。

（使用の範囲）

第3条 ロゴマークは次の各号に掲げるものに使用できるものとする。

- 1 大分県産農林水産物で別表1・別表3に定めるもの。
- 2 加工品で別表2に定めるもの。
- 3 地方公共団体、農林水産業関係の団体が主催、共催又は後援するイベント等で大分県産品を広く広報宣伝する効果が認められるもの。
- 4 その他知事が適当と認めるもの。

（使用届）

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ使用届出に必要な書類を添付して、大分県知事（以下、「知事」という。）に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育長、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
 - (2) The・おおいたブランド流通対策本部が使用するとき。
 - (3) その他知事が適当と認めるとき。
- 2 当該使用に係る物件の完成見本（完成見本の提出が困難なものについては、その写真等）、加えて加工品は、別表2に記載されている書類を添付し、提出するものとする。

（届出の受理）

第5条 県は、前条の届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 大分県及び大分県農林水産物の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) その他知事が不適当と認めたとき。

（使用期間）

第6条 使用の期間は、第3条1号、2号については期間を定めず、3号についてはイベント等の実施期間とする。また、過去の使用許可分についても本条の期間を適用する。

(使用者の責務)

第7条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 許可された用途のみに使用すること。
- 2 県が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 3 使用の権利は第三者に譲渡しないこと。
- 4 第三者認証物については、ロゴマーク単独での使用は認めず、第三者認証マークと併記すること。

(使用の禁止)

第8条 ロゴマークの使用方法等について、申請内容と異なる場合や不相当と判断される場合は、その使用を禁止する。

(損害に対する責任)

第9条 ロゴマークの使用により事故等が発生した場合、使用許可者がその損害賠償の責任を負うものとし、本県はその原因のいかんを問わずこれを負わない。

- 2 前項に規定する場合において、当該使用許可者は遅滞なく事故等の内容を県に報告しなければならない。

(その他)

第10条 本使用規則に定めのない場合及び疑義の生じた場合は、協議のうえ県の判断に従うこととする。

附 則 この規定は平成19年6月21日から施行する。

附 則 この改正は、令和6年3月29日から施行する。

平成19年8月20日改正

平成22年4月30日改正

平成22年6月10日改正

平成25年3月15日改正

平成28年5月2日改正

令和2年4月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年3月29日改正

令和6年4月1日改正